

大船渡市職員倫理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大船渡市職員倫理条例（令和2年大船渡市条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員倫理の確立及び保持を図るために必要な事項を定めるものとする。

(利害関係者)

第2条 この規則において「利害関係者」とは、職員（条例第2条第1項第1号に規定する職員をいう。以下同じ。）が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として任命権者（条例第2条第1項第2号に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が定める者を除く。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等及び大船渡市行政手続条例（平成8年大船渡市条例第14号）第2条第4号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（条例第2条第1項第4号に規定する事業者等及び同条第2項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。）、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（同項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
 - (2) 補助金等（市が相当の反対給付を受けずに交付する補助金、利子補給金その他の給付金（市長が指定するものを除く。）をいう。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
 - (3) 立入検査又は監査（いずれも法令（大船渡市行政手続条例第2条第2号に規定する法令をいう。）の規定に基づき行われるものに限る。）をする事務 当該立入検査又は監査を受ける事業者等又は特定個人
 - (4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分及び大船渡市行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人
 - (5) 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導及び大船渡市行政手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
 - (6) 契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約をいう。）に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
 - (7) 入札（地方自治法第234条第1項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。）に関する事務 当該入札に参加するために必要な資格を有する事業者等
 - (8) 指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に関する事務 当該指定管理者の指定を受けている事業者等、当該指定管理者の候補者となっている事業者等、当該指定管理者の指定の申請をしている事業者等及び当該指定管理者の指定を受けようとしていることが明らかである事業者等
 - (9) その他所掌する事務 当該事務に関し前各号に掲げるものと同程度の利害関係が生じる事業者等又は特定個人
- 2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかである場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

(禁止行為等)

第3条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供給接待を受けること。
- (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (8) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する式典、総会その他の催物（これに引き続き行われる飲食を伴うパーティーその他の会合を含む。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3) 多数の者が出席する式典、総会その他の催物において、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (5) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。)
- (6) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
- (8) 利害関係者と共に自己の費用を負担してゴルフ、飲食等をすること。ただし、あらかじめ（やむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができない場合には、事後速やかに）、利害関係者との接触等に関する届出書（様式第1号）を任命権者に提出し、その承認を受けたものに限る。

3 第1項の規定の適用については、職員（同項第9号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第4条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、管理職員（条例第2条第1項第3号に規定する管理職員をいう。以下同じ。）に相談し、その指示に従うものとする。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第5条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供給接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供給接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(管理職員への相談)

第6条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第3条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、管理職員に相談するものとする。

(贈与等の報告)

第7条 条例第8条の職員倫理規則で定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

(1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

(2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等の報酬

2 条例第8条の規定による贈与等報告書の提出は、事実のあった日から14日以内に行わなければならない。

3 条例第8条の贈与等報告書は、様式第2号によるものとする。

(贈与等報告書の閲覧)

第8条 条例第9条第2項に規定する贈与等報告書の閲覧は、当該贈与等報告書が提出された日の翌日から起算して30日を経過した日の翌日以後任命権者が指定する場所で行うものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

贈与等報告書

（任命権者） 様

所 属
氏 名

印

<p>贈与等又は報酬の支払を受けた年月日</p>	
<p>贈与等又は報酬の支払の基因となった事実</p>	
<p>贈与等又は報酬の内容</p>	
<p>贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額（推計した額を記載している場合にあつては、その推計の根拠）</p>	
<p>供応接待を受けた場合にあつては、その場所の名称及び所在地並びにその場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた式典、総会等の場において受けた供応接待にあつては、その場に居合わせた者の概数）</p>	
<p>贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び所在地</p>	
<p>役員等が事業者等の利益のために贈与等を行った場合にあつては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数の場合にあつては、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）</p>	
<p>贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する部署との関係</p>	